マイナ保険証の利用促進について

使ってみよう！
マイナ保険証

マイナ保険証での受診が始まっています

令和６年（2024年）１２月２日に健康保険証は**廃止**され、
マイナ保険証による医療機関等の受診を基本とした仕組みに変わります！
マイナ保険証で受診するメリットは大きく２点です。

※マイナ保険証とは…マイナンバーカードを健康保険証として利用登録したものです。

安心　よりよい医療が受けられる！

- 特定健診や診療の情報を医師と共有でき、重複検査を防ぎ、自身の健康・医療データに基づくより適切な医療を受けられます。　※本人の同意なく情報が共有されることはありません。
- 薬の情報も医師・薬剤師と共有でき、重複投薬や禁忌薬剤投与のリスクも減少します。
  ※本人の同意なく情報が共有されることはありません。
- 旅行先や災害時に受診する際も、薬の情報等が連携されます。

便利　各種手続きも便利・簡単に！

- 医療費が高額な場合に申請する「限度額適用認定証」が不要になります。
- 就職や転職後の保険証の切り替え・更新が不要になります。
- 高齢受給者証の持参も必要なくなります。
- マイナポータルで医療費通知情報を入手でき、医療費控除の確定申告が簡単にできます。

令和６年（2024年）12月２日以降、**新規に健康保険証は発行されません**。

マイナ保険証利用のためのステップ

①マイナンバーカードの取得

②マイナ保険証の利用登録

マイナンバーカードを保険証として利用できるようにするには、ご自身で「保険証利用登録」を行う必要があります。

マイナンバーカードの保険証利用登録には３つの方法があります。

医療機関窓口のカードリーダー

セブン銀行ATM

マイナポータル

※マイナポータルとは・・・
政府が運営するオンラインサービスです。
パソコンやスマートフォンからログインが可能で、各種行政手続きの申請や、所得・税等の情報を確認することができます。

③事業主へマイナンバーを提出

就職や転職をした場合は、マイナンバーを会社にご提出お願いいたします。

※マイナポイントを申し込んでいても、マイナンバーを会社に提出していない場合、マイナ保険証は利用できませんのでご注意ください。

マイナ保険証で医療機関を受診する際の流れ

マイナ保険証で医療機関や薬局を利用するとき、

顔認証付きカードリーダーで受付をします

カードリーダーは、受付付近にあります

カードリーダーの使い方

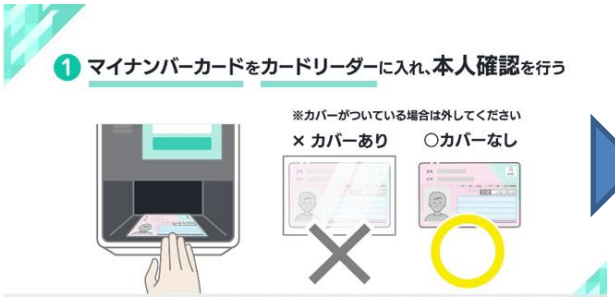

①マイナンバーカードをカードリーダーに入れ、本人確認を行う

暗証番号（４ケタ）か顔認証どちらも可能です

医師・薬剤師が見られるようにするか、選択

発行済みの健康保険証の取り扱い

従来の健康保険証は令和６年（2024年）12月２日に廃止されますが、
現在お持ちの健康保険証は、退職等で資格喪失にならない限り、令和７年（2025年）12月１日まで使用できます。

※令和７年（2025年）12月１日までに退職等で使用できなくなった保険証は、会社へ返納してください。

令和７年（2025年）12月２日以降については保険証の自己破棄も可能です。

マイナ保険証を持っていない方の医療機関受診方法

マイナンバーカードを持っていない、又はマイナ利用登録をしていない方は、保険者から交付される資格確認書を提示すれば、マイナ保険証のメリットはありませんが、これまで通りの保険診療を受けることができます。

資格確認書の発行は以下のとおり行います。

【新規加入者】

●資格確認書は、令和６年（2024年）12月２日以降、資格取得届などによる本人からの申請に基づき、会社を経由してマイナ保険証をお持ちでない加入者に発行します。

（※）新規加入時に申請がなかった方でマイナ保険証をお持ちでない方などには、申請によらず資格確認書を発行しますが、相当な期間を要することから、できる限り資格取得届の提出時に申請をお願いします。

【既存加入者】

●令和７年（2025年）12月２日以降、保険者が必要と判断した場合（※）に資格確認書を発行します。

（※）マイナ保険証をお持ちでない方、マイナンバーが未登録の方などに発行します。

※資格確認書の有効期限内に退職した場合、資格確認書は会社へ返納してください。
　有効期限が切れた資格確認書については自己破棄も可能です。

協会において発行する資格確認書のイメージ

●材質・サイズ・形状は健康保険証と同様（プラスティック製・カード型）です。

●有効期間は４～５年です。
※１年単位の発行期間を設定し、発行期間ごとに同一の有効期限を設定するため、発行時期によって有効期限は４～５年になります。

●資格確認書の記載事項は以下のとおりです

掲載面	記載事項
表面	・記号・番号 ・枝番 ・氏名（漢字、フリガナ） ・被保険者氏名 ・生年月日 ・本人・家族区分 ・被保険者/被扶養者 ・性別 ・QRコード ・資格取得年月日 ・交付年月日 ・有効期間の終期（有効期限） ・保険者名称・支部名 ・保険者番号 ・保険者所在地 ・公印 ・旧姓（併記申請があった場合） ※高齢受給者証等証明書の情報を現行同様、別証として発行するため資格確認書には負担区分を記載しない ※船員保険においては、発行業務等が健康保険側と異なることから、識別番号、QRコード、支部名を券面情報に記載しない
裏面	・住所 ・備考欄（性同一性障害の方向けの性別対応は備考欄に記載予定） ・注意事項欄 ・臓器提供意思表示欄

レイアウトイメージ

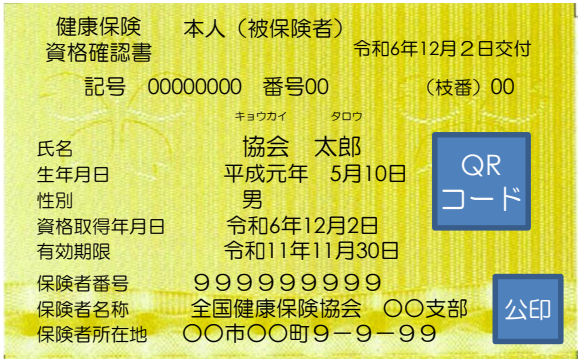

カードリーダーが使えない場合に医療機関を受診する際の方法

カードリーダーがない医療機関等や故障中など、カードリーダーが使えない場合、マイナ保険証で本人確認をした上で資格情報を伝えることで、保険診療を受けることができます。

●資格情報は「資格情報のお知らせ」やマイナポータルの「わたしの情報」／「医療保険の資格情報」を提示することで伝えることができます。

●「資格情報のお知らせ」は、被保険者資格等の基本情報が記載されているものです。
令和６年（2024年）12月2日以降、新規加入した方に送付されます。
退職等の際に会社へ返納いただく必要はありません。

既加入者に対する資格情報のお知らせの送付

国の方針に基づき、本年９月（※）に全加入者に対し、事業主を経由して、記号・番号を含む被保険者資格等の基本情報が記載された**「資格情報のお知らせ」**を送付する予定です。（なお、各事業所には、本年７月または８月に送付する納入告知書にチラシを同封して事前にご案内する予定です。）

（※）令和６年６月上旬以降に加入された方については、令和７年１月頃に発送する予定です。

- 事業主の皆様におかれては、従業員の方にお渡しいただきますようご協力お願いします。
- また、資格情報のお知らせの送付に併せて、マイナンバーの下４桁を通知します。ご自身のマイナンバーと一致しているかご確認いただき、一致していない場合は保険者までご連絡をお願いします。
- なお、協会において、マイナンバーの収録ができていない加入者に対しては、資格情報のお知らせの送付に併せて、マイナンバーの提出をお願いします。

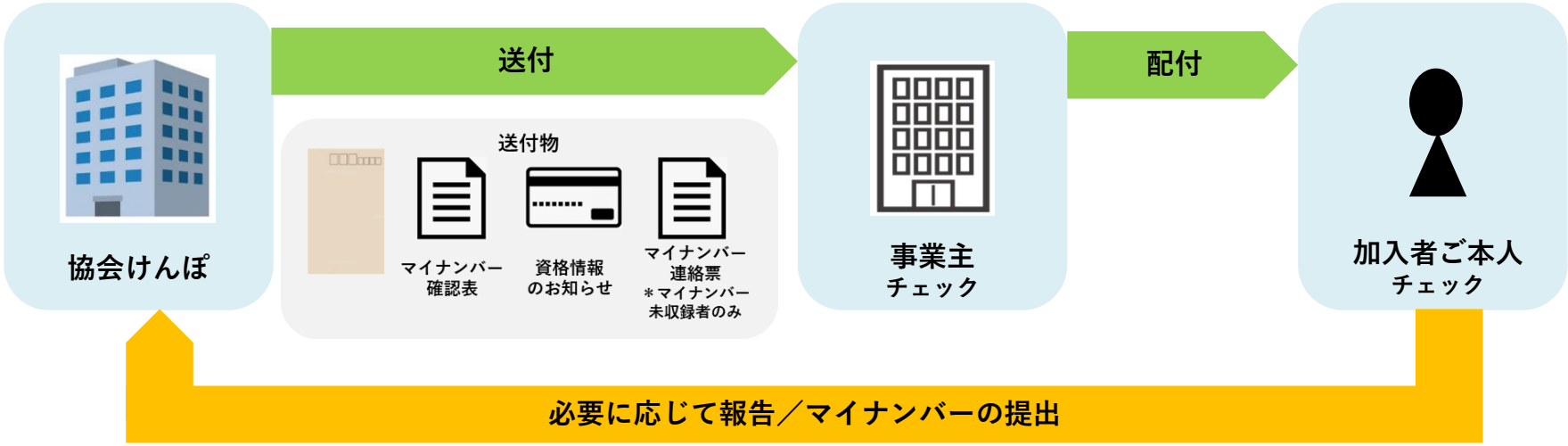

対象者、送付時期等

送付対象者及び送付時期等については以下のとおりです。

送 付 対 象 者	**加入者全員**　※健康保険法第３条第２項に規定される日雇特例被保険者及びその被扶養者を除く
送　付　時　期	**１回目**　令和６年9月９日（月）～令和６年９月30日（月） **２回目**　令和７年１月22日（水）～令和７年2月3日（月） ＊１回目の対象者データ抽出日から令和６年11月29日（金）までに新規資格取得した対象者 （データ抽出時点の現存者。事業所の管轄外所在地変更により事業所記号が変わった場合も含む。）
送　付　方　法	**一般加入者**：個人別に封入　➢　**事業主経由での送付** ＊特定記録郵便。封筒または箱に梱包し送付します。 ＊送付方法については、8ページのとおり。

資格情報のお知らせ及び加入者情報（マイナンバー下４桁）の内容

送付する資格情報のお知らせと加入者情報（マイナンバー下４桁）の内容は以下のとおりです。
なお、説明のチラシとマイナ保険証促進チラシを同封します。

資格基本情報	■協会システムで保有している以下の資格基本情報をお知らせします。 ■記載内容は以下のとおり。 ・記号番号枝番　・氏名フリガナ　・生年月日　・負担割合　・資格取得年月日　・保険者名
マイナンバー（下4桁）のお知らせ（確認）	■マイナンバーの確認結果に基づき、送付物を以下の区分に分類して、個人番号（下４桁）をお知らせ（確認）します。 ・５情報に不一致がない者、不一致があったものの保険者で確認済みの者 ・５情報の一部不一致があったもののリスクが低いと判断した者 なお、マイナンバーが未提出の者等については、個人番号の提出を依頼します。 （マイナンバーの下４桁は記載しません。）
資格情報のお知らせ	■マイナ保険証で受診することができず、マイナポータルの資格情報画面を提示できない場合に、マイナンバーカードと併せてご利用いただくとともに、加入者資格を把握して円滑な健康保険の諸手続きを可能とするため、資格情報をお知らせします。 ■記載内容は以下のとおり。 ・記号番号枝番　・氏名フリガナ　・生年月日　・資格取得年月日　・保険者番号保険者名 ＊切り取ってご利用いただきます。

【送付物イメージ】

1 マイナンバーの下4桁が記載されています。

医療保険のデータベースに登録されてるマイナンバーの下4桁を表示しており、ご確認いただきます。

※マイナンバーの未提出等により、当協会が正確なマイナンバーが把握できていない場合、記載しておりません。

2 資格情報のお知らせです。

令和6年12月から以下の場合に使用できます。
点線で切り取って大切に保管ください。

給付金等の申請に！

●健康保険の各種給付金等の申請に必要な健康保険の記号・番号を知ることができます。

医療機関等の受診時に！

●オンライン資格確認システム※を導入していない医療機関や健診機関等でもマイナ保険証と併せて受診できます。

※ 健康保険の資格情報等が確認できるシステム

※マイナンバーの紐づけができていない方については、マイナンバーの下４桁は記載がありません。マイナンバーの提出をお願いするため、申出書を同封します。

制度改正後の医療機関等受診方法

制度改正後の医療機関等の受診方法・使用期間について、表にまとめると下記のとおりです。

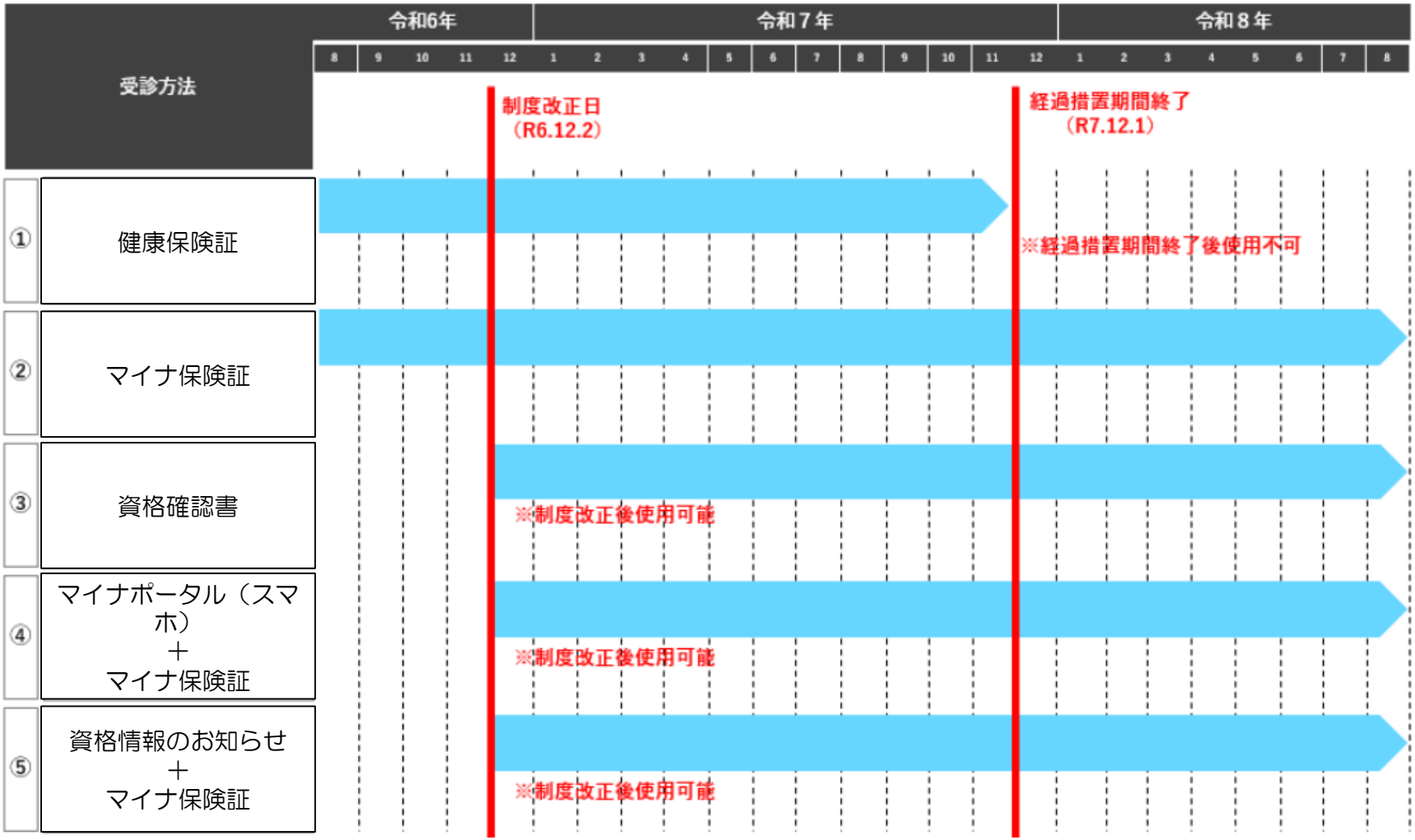

マイナ保険証・資格確認書・資格情報のお知らせの比較

	名称	形状	取得方法	使用目的	使用方法
①	マイナ保険証	マイナンバーカード 	マイナンバーカードの入手後、マイナンバーカードの保険証利用登録を行う	カードリーダーが設置されている医療機関を受診するとき	医療機関に設置されているカードリーダーで読み取り
②	資格確認書	従来の健康保険証と同じプラスチックカード型（色は黄色） 	・資格取得時等に申請 ・マイナ保険証をお持ちでない方に職権で発行	マイナ保険証をお持ちでない方が医療機関を受診するとき	医療機関に提示
③	資格情報のお知らせ	紙製カード型 	・資格取得時に送付（申請不要） （マイナポータルから確認できる「わたしの情報」でも代用可能） ・既加入者には本年9月に送付予定	カードリーダーが使えない場合に医療機関を受診するとき	マイナ保険証と資格情報のお知らせの両方を医療機関に提示（資格情報のお知らせのみでは受診不可）

健診機関の受診方法

- 生活習慣病予防健診の予約受付時は、協会の情報提供サービス上で資格確認を行います。現状の記号・番号に加えて、それ以外の情報でも予約を行うことできるようになります。
- 生活習慣病予防健診当日は、医療機関を受診する際の流れに準じて資格確認を行います。健診機関でオンライン資格確認が実施可能である場合はマイナ保険証を使用したオンライン資格確認を、オンライン資格確認が実施できない場合は、マイナンバーカード＋資格情報のお知らせ又は資格確認書による資格確認を、それぞれ実施します。

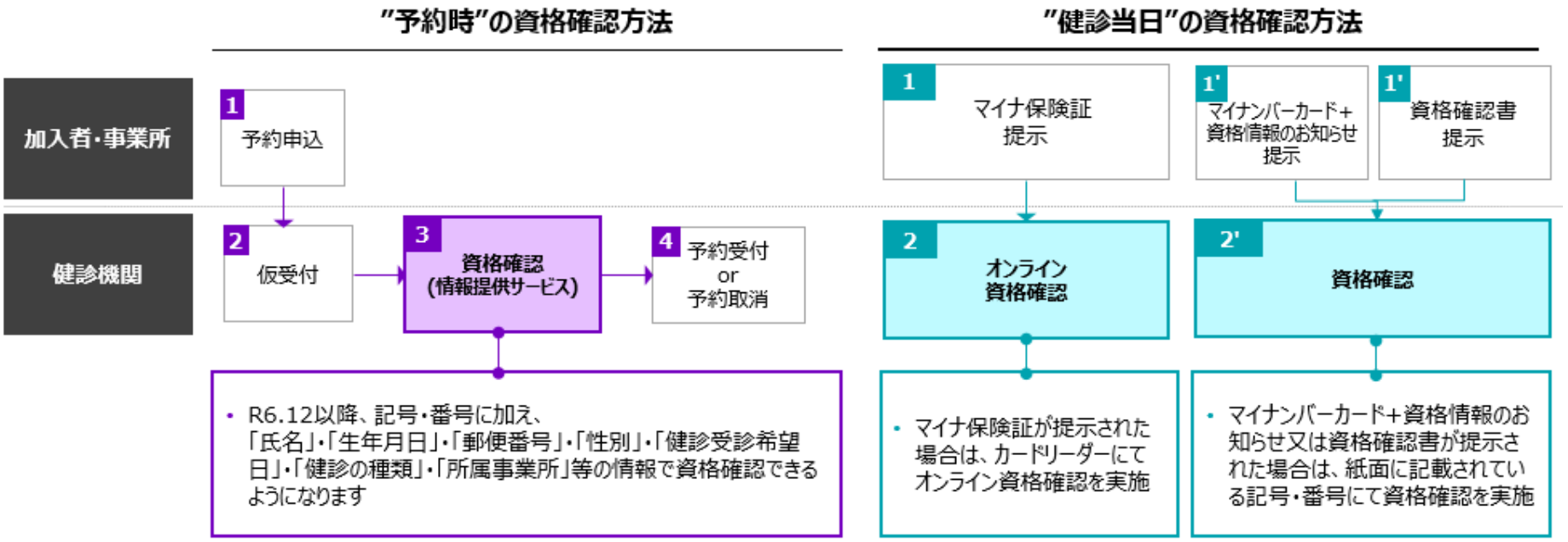

事業主の皆様へのお願い

事業主の皆様への４つのお願いです。

1．新規採用者については、内定段階でマイナンバーを収集してください。
健康保険の**資格取得届および被扶養者異動届**は、5日以内に日本年金機構へご提出ください。

※健康保険法施行規則上の義務です。

2．マイナンバーの収集を委託している場合でも、5日以内に提出されるよう、早期に**委託業者への業務（契約）の見直し**をお願いします。

3．資格取得届および被扶養者異動届のご提出にあたり、**マイナンバーを正確にご記載**ください。

※健康保険法施行規則において、事業主は、届出に際し、マイナンバーの提出を求め、または記載事項にかかる事実確認をすることができると規定されています。

4．協会けんぽは、マイナ保険証の利用率目標を定めました。
従業員の皆さまに対し、医療機関や薬局での受診の際には、ぜひ**マイナ保険証で受診するよう、積極的に呼びかけてください。**

※健康経営優良法人認定制度の調査項目に、事業主のマイナ保険証の利用促進の取組状況が追加される予定です。

ご協力よろしくお願いいたします。

●マイナ保険証に関する問い合わせ先

（国）マイナンバー総合フリーダイヤル

「通知カード」「個人番号カード」に関することやその他マイナンバー制度に関するお問い合わせ先　0120-95-0178
※マイナンバー制度やマイナンバーカードに関する一般的なお問い合わせは、国のマイナンバー総合ダイヤルにお願いします。

（協会）マイナンバーコールセンター

・協会けんぽでは、以下の事項に対するお問い合わせ先として、専用のコールセンターを設置します。
　●マイナ保険証、オンライン資格確認
　●資格情報のお知らせ
　●資格確認書　　等
・これらに関するお問い合わせは、協会けんぽ支部ではなく、マイナンバーコールセンターにお問い合わせください。
・設置期間：令和６年９月２日から令和８年２月28日（予定）

（※）上記のコールセンターでは、以下の言語について対応予定です。
　　加入者等・オペレーター・通訳者の三者通話となります。
英語・中国語・韓国語・スペイン語・タガログ語・ポルトガル語・ベトナム語・タイ語・インドネシア語・ネパール語・ビルマ語・フランス語・ドイツ語・イタリア語・ロシア語・マレー語・クメール語・モンゴル語・シンハラ語・ヒンディー語・ベンガル語・ウルドゥー語

より詳しくマイナ保険証について知るためには

マイナ保険証解説動画

マイナ保険証の制度や使用方法について
動画で案内しています。
右の二次元バーコードからご覧ください。

協会けんぽ特設ページ

協会けんぽではマイナ保険証について
解説した特設ページを作成しています。
右の二次元バーコードからご覧ください。